

実務展望

てんぱう

一般社団法人 東京都溶接協会
 公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会
 株式会社 三浦事務所
 発行所・東京都江東区大島三丁目1番11号
 産学協同センター
 電話 03-3685-5700(代表)
 編集発行人 三浦繁夫 © 2011
 毎月1回1日発行 定価100円・元共



北アルプス涸沢カールから北穂高岳(3,106m)を望む

写真提供 花藤文要氏

涸沢の紅葉は毎年10月上旬が最も美しい。ナナカマドやダケカンバの木々の紅葉がピークを迎えます。朝の気温が氷点下まで下がると紅葉が一気に進み、穂高の岩峰を背景に自然が織りなす色彩の素晴らしさは訪れる人たちを魅了する。

(カラー版は <http://www.miura21.co.jp> でご覧いただけます)

ガス溶接作業主任者受験準備講習会

日 時：平成23年11月16日(水)・17日(木)

午前9時30分～午後5時

会 場：機缶健保会館

東京都江東区亀戸6-41-20

受講料：会員26,000円・一般30,000円(テキスト代含む)

試験日：平成23年12月8日(木)

一般社団法人 東京都溶接協会

TEL: 03-3685-5448

FAX: 03-3682-4902

URL: <http://www.jwes-1st.jp>

「ボイラ取扱技能講習」

開催のご案内

開催日：平成23年10月27日(木)・28日(金)

会 場：ボイラ・クレーン安全協会 5階講習会場

受講料：12,100円(テキスト代を含む)

※お問い合わせ、資料請求は下記へどうぞ

公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会

東京事務所 教育部

〒136-0071 江東区亀戸1-28-6 タニビル5階

電 話 03-3685-5222

F A X 03-3685-5746

U R L <http://www.bcsa.or.jp>

平成23年度

全国労働衛生週間

10月1日～7日

2011年(平成23年)10月1日発行
労働衛生週間は、働く人の健康の確保・増進を図り、快適に働くことができる職場づくりに取り組む週間です。

趣旨(抜粋)

昭和25年に第1回が実施されて以来、本年で第62回を迎える。我が国における業務上疾病による被災者は長期的には減少をしてきたものの近年は横ばいとなつておらず、昨年は八、一一人と熱中症等の異常温度条件による疾病的多発により前年と比べ増加した。一方、一般定期健康診断の結果、何らかの所見を有する労働者の割合は増加を続けており、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者の割合は約六割に上っている。労働者自身のほか、管理監督者、産業保健スタッフ等が労働者の心の不調とともに、職場環境の改善につなげることにより、労働者の心の健康が確保された職場を実現すること

これが重要である。また、労働者の健康確保と快適な職場環境の形成を図る観点から、受動喫煙のない職場の実現を図ることが必要である。

加えて、第11次労働災害防止計画においては、労働者の健康確保対策を推進し、定期健康診断における有所見率の増加傾向に歯止めをかけ、減少に転じさせることを目指しており、目標達成のためには、健康診断の結果に基づく措置の実施の促進等に着実に取り組み、労働者の健康の確保を図ることが必要である。

このよう観点から、本年度は

「見逃すな
心と体のSOS
みんなでつくる
健康職場」

をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

平成23年度 全国溶接技術競技会

炭酸ガスアーク半自動溶接の部

▶ 東京都代表で出場 ◀

被覆アーク溶接の部



佐藤大地さん
(キャタピラージャパン株)



小山 仁さん
(株)鈴三テクノ

— 岡山県で開催 —

応援します。
目指せ！ 優勝

自動車工業水島製作所で開催され、全国各都道府県協会から推薦された選手百十人（被覆アーク溶接の部五十六人、炭酸ガスアーク溶接の部五十六人）が最高の技を競う。

東京都溶接協会か

らは、被覆アーク溶接の部で初出場を決めた小山仁さん（株

鈴三テクノ）、炭酸ガスアーク半自動溶接の部には、こちらも初出場の佐藤大地

さん（キャタピラージャパン株）の二名

が、出場する。

両選手は本年四月

に行われた東京都溶接技術競技会で、共に高得点で優勝し、晴れの東京都代表となり

全国大会での活躍が期待されている。

社団法人日本溶接会主催の平成二十三年度(第五十七回)全国溶接技術競技会は、十月八日(土)九日(日)の両日、岡山県倉敷市の三菱自動車工業水島製作所で開催され、全国各都道府県協会から推薦された選手百十人（被覆アーク溶接の部五十六人、炭酸ガスアーク溶接の部五十六人）が最高の技を競う。

厚生労働省後援・日刊工業新聞社協賛の技能競技全国大会は、左記のとおりとなりましたのでお知らせいたします。

● 開催期日 平成二十四年一月二十日(金)

● 開催場所

産業協同センター

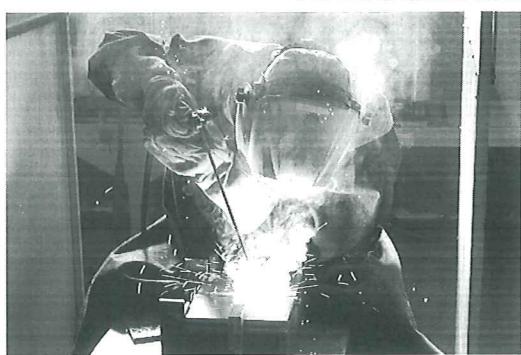
〒136-0072 江東区大島三一十一

● 申込締切日

平成二十三年十二月九日(金)

※なお、大会の申込みと参加資料の請求は左記まで。

あなたも出場してみませんか！



公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会 教育部
〒136-0071 江東区亀戸6-41-20 機缶健保会館
TEL 03-3685-2141 FAX 03-3685-2189
E-mail honbu.kyouikubu@bcsa.or.jp

平成二十三年度 第49回ボイラ・溶接士溶接技能競技会

全国大会の開催について

公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会

▶ 競技風景

<労務管理に関する諸制度変更のご案内>

1. 最低賃金が改定になります

各地の最低賃金額が順次公表されております。

関東1都6県の状況は次の通りです。

地域	最低賃金(従前)	差額	発効日
栃木	700(691)	9	平成23年10月1日
群馬	690(688)	2	平成23年10月7日
茨城	692(690)	2	平成23年10月8日
埼玉	759(750)	9	平成23年10月1日
東京	837(821)	16	平成23年10月1日
千葉	748(744)	4	平成23年10月1日
神奈川	836(818)	18	平成23年10月1日

2. 育児休業給付の延長申請の要件が 変更になりました

雇用保険の被保険者が、所謂「育児休業」を取得する場合に、雇用保険より「育児休業給付」が受けられます。育児休業とは、産後の休業(出産後8週間)終了から、子が1歳に達する日の前日までをさします。しかしながら、託児所への入所が出来ない等の理由があり、証明書の添付があった場合には、この給付が最大で6ヶ月間延長して受給できます。

延長対象となる要件には、「育児休業の申出が1歳到達の前日までであること」という要件がありました。このため、法定の育児休業よりも優遇して、1歳到達以後の育児休業の申請を許可していた場合、延長が認められないという事態がおきていました。このため、平成23年8月5日より、1歳を超えて育児休業の申請をしている場合でも延長給付を認めるよう、是正されることになりました。

3. 育児・介護雇用安定等助成金の再編について

9月より、育児・介護休業に関する助成金制度が再編されました。整理縮小傾向にありますので、従前の制度で導入を検討していた事業所様は、詳細の確認をお願い致します。

(1) 廃止された制度

財団法人21世紀職業財団から支給されていた、次の助成金が廃止されます。

**「一人でも雇ったら、
必ず入るもの。
それは『労働保険』です。」**

—10月は労働保険適用促進月間です—

労働保険(労災保険・雇用保険)は原則一人でも従業員を雇っている事業については加入が義務づけられています。

労災保険とは労働者が業務上の事由又は通勤によって負傷したり、病気に見舞われたり、あるいは不幸にも死亡された場合に被災労働者や遺族を保護するため、必要な保険給付を行うものです。また、労働者の社会復帰の促進など、労働者の福祉の増進を図る事業も行っております。

① 両立支援レベルアップ助成金(育児・介護費用等補助コース)

② 両立支援レベルアップ助成金(職場風土改革コース)

③ 中小企業子育て支援助成金

(2) 変更された制度

① 両立支援助成金の創設

旧来の「事業所内保育施設設置・運営等助成金」と、両立支援レベルアップ助成金(子育て期の短時間勤務支援コース)が整理され、新たに「両立支援助成金」となりました。両立支援助成金は、事業所内保育施設設置・運営等支援助成金と、子育て期短時間勤務支援助成金で構成されます。支給機関は都道府県労働局となります。

② 中小企業両立支援助成金の創設

旧来の「両立支援レベルアップ助成金」の(代替要員確保コース)と(休業中能力アップコース)が、「中小企業率支援助成金」に組み入れられ、300人以上の事業主を対象とした制度に変更されました。これにより、支給機関は21世紀職業財団から都道府県労働局となります。

(3) 繙続就業支援コースの新設

廃止された中小企業子育て支援助成金にかわる、100人以下の事業所を対象とした助成金で、次の要件を満たした事業所に支給されます。

- ・労働者数100人以下の事業所であること。
- ・平成23年10月1日以降に育児休業を終了した雇用保険被保険者が初めて出たこと。
- ・事業所内全ての雇用保険被保険者に対して、当該事業所の仕事と家庭の両立支援制度の内容理解と、利用促進のための研修を実施していること。
- ・一般事業主行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局に届け出るとともに、当該行動計画を公表し、労働者に周知させる措置を講じていること。
- ・子の出生後6カ月以上育児休業を取得した労働者を休業終了後に原職等に復帰させ、1年以上雇用したこと。

支給額は、最初の対象者については40万円、以後2人目から5人目まで15万円。

支給対象期間は、平成25年3月31日までとし、これまでに育児休業を終了した者までが対象となります。

雇用保険とは、労働者が失業した場合及び継続が困難となる事由が生じた場合に労働者の生活の安定及び雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するために必要な給付を行なうものです。また、事業主の方には、景気の変動などにより事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、労働者を休業させ又は教育訓練を受けさせることにより支給される雇用調整助成金等の各種助成金があります。

◆加入等に関するお問い合わせは◆

労災保険——亀戸労働基準監督署(江東区) 労災課

☎ 3685-5121

江戸川労働基準監督署(江戸川区) 労災課

☎ 3675-2125

雇用保険——木場公共職業安定所 雇用保険適用課

☎ 3643-8606

